

経済産業省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（案）

（令和 5 年〇月〇日制定）

経済産業省
一般社団法人低炭素投資促進機構

（通則）

第 1 条 中小企業イノベーション創出推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この規程は、交付要綱第 2 条の目的の達成を図るため、経済産業省と交付要綱に基づき造成される基金を管理する一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「基金設置法人」という。）が共同して、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度（以下「SBIR制度」という。）において、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業（フェーズ 3 事業）を実施する場合に、補助金の交付を受けて造成する中小企業イノベーション創出推進基金を活用して、その経費の全部又は一部を補助することで、我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第 3 条 基金設置法人は、別表 1 の補助要件を満たす補助対象事業（別表 1 に掲げる事業をいう。以下「補助事業」という。）について、本事業で経済産業省と共同で設置された「中小企業イノベーション創出推進事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の評価の結果を踏まえて、経済産業省と基金設置法人が採択した補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表 2 に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、基金設置法人が管理する基金の範囲内において経済産業省の事前承認を得た上で補助金を交付する。ただし、様式第 1-5 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者に対しては、補助金は交付しない。

2 補助対象経費は、別表 2 のとおりとする。

3 補助率・限度額は、別表 3 のとおりとする。

- 4 補助事業者は令和10年3月31日までに補助事業を完了するものとする。
- 5 交付決定の日より前の補助事業への着手（以下「事前着手」という。）は、認められない。

（交付の申請）

- 第4条 補助事業者は、採択後速やかに様式第1による補助金交付申請書に様式第1-5による暴力団排除に関する誓約事項を添えて、基金設置法人に提出しなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等によるやむを得ない事由が確認できたものに限り、申請期限について経済産業省が必要と認める範囲で期限延長を行う場合がある。
- 2 補助事業者は、補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同でしなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 4 経済産業省と基金設置法人が共同して採択した事業者のうち、補助金の交付申請を行わない事業者は、ただちに様式第2による補助金辞退届けを基金設置法人に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

- 第5条 経済産業省と基金設置法人は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を共同して審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、経済産業省の事前承認を得た上で交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 経済産業省と基金設置法人は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 経済産業省と基金設置法人は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第6条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付

の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を基金設置法人に提出するとともに、当該届出書を経済産業省にも併せて提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する国の会計年度の終了後5年間、経済産業省又は基金設置法人の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による補助金計画変更（等）承認申請書を基金設置法人に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

（3）補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（4）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 経済産業省と基金設置法人は、前項に基づく補助事業計画変更（等）承認申請書を受理したときは、協議を行った上で共同して審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 経済産業省と基金設置法人は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）をする場合は、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）すること。相見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備すること。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業省と基金設置法人に届け出なければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。
- 5 経済産業省と基金設置法人は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は経済産業省と基金設置法人から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を基金設置法人の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 基金設置法人が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が基金設置法人に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、基金設置法人は次の各号に掲げる事項を主張する権利を譲受人に対抗又は主張し得ることを確認するものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が基金設置法人に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 基金設置法人は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 基金設置法人は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、基金設置法人が行う弁済の効力は、基金設置法人が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を基金設置法人に提出するとともに、当該報告書を経済産業省にも併せて提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、経済産業省と基金設置法人の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を基金設置法人に提出するとともに、当該報告書を経済産業省にも併せて提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を実施する上で、関係する事業者等が補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担した場合又は有償サンプル等の販売や試作品の供用等により収入を得たときは、当該収入を得た事業年度の末日から起算して30日を経過した日まで若しくは補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに様式第8による実績報告書を基金設置法人に提出するとともに、当該報告書を経済産業省にも併せて提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書を提出できない場合は、経済産業省と基金設置法人は共同してその理由を事前に確認した上で、理由が適正と認められる場合には期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第14条 経済産業省と基金設置法人は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 経済産業省と基金設置法人は、第13条第1項の報告を受けた場合には、報告書

等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、経済産業省の事前承認を得た上で補助事業者へ通知する。

- 2 経済産業省と基金設置法人は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第16条 基金設置法人は、前条第1項の規定により経済産業省の事前承認を得た上で確定した交付すべき補助金の額の補助金を支払うものとする。ただし、経済産業省と基金設置法人が必要と認める場合には、エビデンス、必要理由、支払発生の蓋然性、交付要件等を確認した上で補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算（概算）払請求書を基金設置法人に提出するとともに、当該請求書を経済産業省にも併せて提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を基金設置法人に速やかに提出しなければならない。
- 2 経済産業省と基金設置法人は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

- 第18条 経済産業省と基金設置法人は、第8条第1項第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく経済産業省と基金設置法人の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- (5) 補助事業者が、別表 1 に定める不支給要件のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 補助事業者が、様式第1-5暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 経済産業省と基金設置法人は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 経済産業省と基金設置法人は、第 1 項の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 経済産業省と基金設置法人は、前項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第 4 項の規定に基づく補助金の返還については、第15条第 3 項の規定を準用する。
- 7 基金設置法人は第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更する場合には、経済産業省の事前承認を得なければならない。

(加算金の計算)

- 第 1 9 条 基金設置法人は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 基金設置法人は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第 2 0 条 基金設置法人は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第 2 1 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」

という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 経済産業省と基金設置法人は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を基金設置法人に納付させることができる。
- 5 第15条第3項の規定は、前項の納付の規定について準用する。

（財産の処分の制限）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、不動産及びその従物並びに原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書を基金設置法人に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

（事業継続の状況報告）

- 第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業継続及び財産管理の状況について、様式第15による事業継続状況等報告書により基金設置法人に報告しなければならない。ただし、経済産業省と基金設置法人が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の報告に係る証拠書類を、報告期間終了の会計年度から5年間、保存しなければならない。
 - 3 基金設置法人は、第1項に基づき補助事業者から報告のあった事業継続等の状況を取りまとめて経済産業省に報告するものとする。

（現地調査等）

- 第24条 基金設置法人、経済産業省職員が必要と認めるときは現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 補助事業者は、様式第1-5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第4項の規定に基づく補助金辞退届け、第6条の規定に基づく申請の取り下げ、第8条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第11条の規定に基づく事故の報告、第12条の規定に基づく状況報告、第13条第1項の規定に基づく実績報告、第14条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第16条第2項の規定に基づく支払い請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第22条第3項の規定に基づく財産処分の承認申請、第23条第1項の規定に基づく事業継続の状況報告又は同条第2項の規定に基づく納入実績等の報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第28条 経済産業省と基金設置法人は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項の規定に基づく通知、第8条第2項の規定に基づく通知、第9条第4項の規定に基づく承認（不承認の場合も含む。以下同様）、同条第5項の規定に基づく求め、第11条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく承認、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還請求、第17条第2項の規定に基づく返還請求、第18条第3項の規定に基づく通知、同条第4項の規定に基づく返還請求又は第22条第3項及び第4項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(その他の必要な事項)

第 29 条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、経済産業省と基金設置法人が共同して別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年●月●日から施行する。

別表 1（補助事業）

補助対象事業の補助要件は、以下の通りです。

要件	内容
テーマ要件	▪ 実施計画が公募要領の別紙 2 に示すいずれかのテーマに対応した計画となっていること ▪ 別紙 2 の内容を踏まえつつ、原則として TRL レベルが上がる段階等、一定の技術の確立がされた段階でステージゲート審査を設定していること、併せて、そのステージゲート審査までに解決している技術的な課題や達成している技術レベルについての記載をすること。
体制要件	・ 補助事業の実施体制が、以下の 3 つのいずれかに該当すること。詳細は公募要領の 5 頁に記載している。 ① 原則設立 15 年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等（以下、代表スタートアップ）による単独の申請。 ② 代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの申請。 ③ 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム、かつ、その他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請。
その他	▪ 交付決定後に経済産業省が設置する委員会等において実施計画の承認を得た上で、その計画に沿った技術実証をすること。 ▪ 補助事業の目標や内容、実施体制、経費流用等の計画変更が必要な場合は、委員会等からの承認を受けること。 ▪ 経済産業省及び基金設置法人が設置する各委員会（統括運営委員会、フォローアップ委員会）における議論に積極的に貢献すること。 ▪ 経済産業省及び基金設置法人が設置する委員会等（統括運営委員会、フォローアップ委員会、ステージゲート審査会）において指摘された内容を実施計画に反映し、実行すること。

別表2 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施する上で補助対象事業者が支出する直接経費及び間接経費となります。原則、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 交付決定後に契約、支出されるもの。
- ② 令和10年3月末日または補助事業の完了日のいずれか早い日付けまでに支払いを終えるもの。
- ③ 本補助事業に要することが明確かつ他の事業と共用されないものであるもの。

(補助対象経費)

経費区分		内容
① 事業費	仮設施設工事費	技術実証を行うために不可欠で最低限必要な仮設施設（これらと一体的に整備される設備を含む。ただし、補助事業期間終了後、速やかに解体・撤去するものに限る。）の整備、改修又は当該施設の解体・撤去に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び仮設施設の賃借、移設に必要な経費
	機械設備費	技術実証に必要な機械装置（輸送用機械、ソフトウェアを含む。）の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要となる経費及び技術実証を実施するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）やデータの購入、試作・製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	調査設計費	仮設施設工事費、機械設備費に係る調査費及び設計費
	材料費等	技術実証に必要な材料、副資材、消耗品、データ等の購入に要する経費
② 人件費		技術実証に直接従事する者の人件費及び補助員費並びに技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費（実証期間中に係る経費に限る）
③ 外注費		技術実証に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
④ 委託費		民間企業、学術機関等へ技術実証の一部を委託する場合に要する経費（委託契約等を締結・管理する専門家（弁護士等）に支払う経費、試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等技

	術実証及び技術実証成果の事業展開の企画立案に必要な調査等の委託を含む。)
⑤ その他諸経費	②に掲げる者を新たに雇用する際の経費、技術実証に必要な施設・設備・資機材等に係る使用料・賃借料、技術実証を行うため「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成二十八年法律第七十六号）に基づき補助対象事業者が締結するロケット落下等損害賠償責任保険契約に係る保険料等、謝金・旅費、技術実証の成果を社会実装するために必要な展示会への出展費、マッチングイベントへの参加費及びルールメイキングに要する経費（標準・規格の形成や変更等に向けた会議等への参加費・旅費・調査費・資料作成費等）に要する経費等
⑥ 間接経費	直接経費の5パーセント以下（本補助事業を行う上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費）

※1 ②の経費のうち、技術実証の実施や技術実証終了後のビジネスモデルの構築等に必要となる知識、情報、技術が提供可能な人材に関する経費については、総事業費の3%以下に限ります。

※補助対象経費に関わる補足事項

次に該当する経費については原則として間接経費の対象となります。

- ・ パソコン、カメラ 等（事業の実施に必要不可欠な場合を除く）
- ・ 技術実証における経理等事務処理に関する業務に従事する者の人件費及び補助員費
- ・ 技術実証の実施に必要となる各種保険料
- ・ 技術実証の成果に係る特許出願に係る経費
- ・ 使用実績の把握が困難な材料等
- ・ 公租公課（消費税含）
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 振込手数料
- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ・ 上記のほか、適切と認められる経費

次に該当する経費についてはいかなる場合も補助対象外となります。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 恒久的な施設・設備の整備費

- ・ 土地の取得及び造成の費用
 - ・ 既存建物、設備の解体費・撤去費
 - ・ 商品券等の金券
 - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 上記のほか、不適切と認められる経費

別表 3 補助率・限度額

補助率 (注1)	原則設立15年以内の革新的な研究開発を行う中小企業（＝「スタートアップ」）（注2）：1／1以内 中小企業：1／2以内 みなし大企業：1／2以内 注1 複数年の交付決定合計額に対する補助率 注2 「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第2条第14項に規定する中小企業者をいう。また、スタートアップの判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup 又は J-Startup 地域版選定スタートアップを含む。
限度額	(公募テーマ毎に設定。公募要領の別紙2を参照。)

(様式第 1)

令和 年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長 殿

代表提案者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

共同提案者 住所

氏名 (法人の名称)

(代表者の役職・氏名)

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書

中小企業イノベーション創出推進事業の補助金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容 (5 行程度で簡潔に記載すること。また、別途様式 1-1 から様式 1-6 にも記載し提出すること。)

3 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 令和 年 月 日まで

4 補助事業に要する経費

円

5 補助対象経費

円

6 補助金交付申請額

円

7 事業実施体制

※どれかにチェックを入れてご提出ください

- ☐ 原則設立 15 年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等による単独の申請
- ☐ 代表スタートアップを中心としたコンソーシアムの申請
- ☐ 代表スタートアップを中心としたコンソーシアム、かつ、その他のスタートアップ、中小企業、みなし大企業による共同提案の申請

【代表提案者・共同提案者】

No	法人名	当事業での具体的な役割
1	代表提案者	
2	共同提案者①	
3	共同提案者②	
4	共同提案者③	

【委託先】

共同提案者以外のコンソーシアムメンバー（補助事業総額の 10%以上の委託先）がいる場合は記載してください。

委託先①：法人名

法人番号(13 桁)

委託先②：法人名

法人番号(13 桁)

委託先③：法人名

法人番号(13 桁)

8 誓約事項

申請時及び事業実施期間中において、以下の内容について誓約すること。

※チェックを入れてご提出ください

□ 補助対象となる事業者の要件である、以下の要件を満たすことを確認し、申請後に要件を満たせなくなった場合には、速やかに運営支援法人に報告すること。

- ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ② 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

様式 1-1 (申請企業等概要)

経済産業省 中小企業イノベーション創出推進事業 申請企業等概要

1 代表提案者

社名法人名	(法人番号(13桁))			
代 表 者 役職・氏名				
本社所在地	〒			
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月		月
資 本 金	千円	従業員数		人
業種		中小企業 (中小企業の 場合は○)	○ or ×	
事 業 内 容				
経営の状況	年度の 決算額	年度の 決算額	年度の 決算額	年度 決算額 (見込み)
売上高	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円
純資産			千円	千円
主な出資者 (出資比率)				
主なグループ 会社名				

様式 1-1 (別紙 共同提案者)

経済産業省 中小企業イノベーション創出推進事業 申請企業等概要

2 共同提案者

社名法人名	(法人番号(13桁))			
代 表 者 役職・氏名				
本社所在地	〒			
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月		月
資 本 金	千円	従業員数		人
業種		中小企業 (中小企業の 場合は○)	○ or ×	
事 業 内 容				
経営の状況	年度の 決算額	年度の 決算額	年度の 決算額	年度 決算額 (見込み)
売上高	千円	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円
純資産			千円	千円
主な出資者 (出資比率)				
主なグループ 会社名				

様式 1-2（事業計画書）

1 プロジェクトサマリー

1 プロジェクトサマリー
(1) プロジェクトの背景・目的
(2) プロジェクトの概要
(3) プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）及び波及効果（プロジェクト成果による市場の創出）

2 市場性・競争優位性

2 市場性・競争優位性
(1) 市場規模・市場の成長性
(2) 実証成果のプロダクト（モノ/サービス）のユーザーの想定と、想定ユーザーが抱えている課題
(3) ターゲットのニーズに対する解決手段
(4) 競争優位性（技術的優位性）
(5) 競争優位性（ビジネスモデルの優位性）

3 プロジェクト計画

3 プロジェクト計画
(1) プロジェクトの目標と目標設定の根拠
(2) プロジェクトの目標達成に向けた実施内容
(3) 目標達成に向けて想定される課題・リスク
(4) 目標達成に向けて想定される課題・リスクへの対応策
(5) プロジェクトに必要な経費、資金計画

(6) スケジュール (※最長 5 年)
(7) 実施体制・実施拠点 (1/3)
(8) 実施体制・実施拠点 (2/3)
(9) 実施体制・実施拠点 (3/3)

4 プロジェクト効果、及び波及効果（アウトカム）

4 プロジェクト効果、及び波及効果（アウトカム）
(1) プロジェクト成果（自社ビジネスへの効果）の詳細
(2) 波及効果（プロジェクト成果による市場の創出）の詳細
(3) プロジェクト成果の社会実装に向けた絵姿（1/2）
(4) プロジェクト成果の社会実装に向けた絵姿（2/2）

5 コンソーシアム概要

5 コンソーシアム概要
(1) スタートアップに対する支援・関与事項
(2) (プロジェクト実証期間中の) プロジェクトが加速化、プロジェクト成果が最大化される理由
(3) (プロジェクト終了後の) プロジェクト成果を社会実装することが加速化、社会実装による市場創出のインパクトが最大化される理由
(4) コンソーシアムに参画する委託先の選定理由

(コンソーシアムによる提案の場合は、別紙として連携協定書を添付すること)

様式 1-3（実証内容の詳細計画）

【プロジェクトの目標】

--

【各実施事項の目標】

主な実施事項※	事業期間中に達成すべき目標
実施事項 A	
実施事項 B	
実施事項 C	

【実施事項の内容の詳細】

実施事項	年度	各年度で実施する内容の詳細
実施事項 A	2023	
	2024	
	2025	
	2026	
	2027	

様式 1-4 (コンソーシアム全体 支出明細書)

経済産業省 中小企業イノベーション創出推進事業
支出明細書 (コンソーシアムによる共同提案全体)

[単位:円]

法人名	補助率	補助事業に要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金申請額 (C)
代表提案者		円	円	円
共同提案者①		円	円	円
共同提案者②		円	円	円
共同提案者③		円	円	円
総 合 計	—	円	円	円

様式 1-4 (別紙 収支明細書)

経済産業省中小企業イノベーション創出推進事業
収支明細書

提案者名 _____

(収入の部)

[単位：円]

区 分	予算額	調達先 (金額の内訳)
自己資金		
借 入		
その他		
補助金申請額		経済産業省中小企業イノベーション 創出推進事業
合 計		

(支出の部)

[単位：円]

		経費区分	補助事業に要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金申請額 (C)
1 直接経費	① 事業費	仮設施設工事費			
		機械設備費			
		調査設計費			
		材料費等			
	② 人件費				
	③ 外注費				
	④ 委託費				
	⑤ その他諸経費				
小 計					
2 間 接 経 費					
合 計					

(仮設施設工事費を含む場合は、別紙として仮設施設の概要の資料を添付すること。)

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

申請者 住所
法人名
代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第26条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

様式 1-6（経費明細書）

（投資計画）

項目	(単位：円(税 抜))					
	見込	見込	見込	見込	見込	見込
①. 事業費	-	-	-	-	-	-
仮施設設工事費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
機械設備費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
調査設計費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
材料費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
②. 人件費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
③. 外注費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
④. 委託費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
⑤. その他諸経費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
⑥. 間接経費	-	-	-	-	-	-
	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

	経費区分	補助事業に要する経費(A)	補助対象経費(B)	補助金申請額(C)	経費全体額(A)の明細			利用用途等	備考
					数量	単位	単価		
①事業費	仮施設設工事費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	機械設備費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	調査設計費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	材料費等	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
②人件費	人件費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
③外注費	外注費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-

③ 委託費	委託費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
⑤ その他諸経費	その他諸経費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	小計 (①～⑤)	0	0	0	-	-	-	-	-
⑥ 間接経費	間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	小計	0	0	0	-	-	-	-	-
合計		0	0	0	-	-	-	-	-

※⑥間接経費については、①～⑤直接経費小計の 5 パーセント以下とする。

※④委託費については委託先企業毎の金額内訳が分かる資料を別途添付願います。

※明細欄には、経費全体額の内訳（積算の根拠）記入すること。

※欄が不足する場合は、欄を追加して正確に記入すること。

※事業実施期間に支出するものについて記入すること。

	経費区分	補助事業に要する経費(A)	補助対象経費(B)	補助金申請額(C)	経費全体額(A)の明細			利用用途等	備考
					数量	単位	単価		
① 事業費	仮施設設工事費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	機械設備費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	調査設計費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	材料費等	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
② 人件費	人件費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
③ 外注費	外注費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					

	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
④ 委託費	委託費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
⑤ その他諸経費	その他諸経費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	(小計)	0	0	0	-	-	-	-	-
	小計 (①～⑤)	0	0	0	-	-	-	-	-
⑤ 間接経費	間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-
		0	0	0					
	小計	0	0	0	-	-	-	-	-
	合計	0	0	0	-	-	-	-	-

※⑥間接経費については、①～⑤直接経費小計の 5 パーセント以下とする。

※④委託費については委託先企業毎の金額内訳が分かる資料を別途添付願います。

※明細欄には、経費全体額の内訳（積算の根拠）記入すること。

※欄が不足する場合は、欄を追加して正確に記入すること。

※事業実施期間に支出するものについて記入すること。

(様式第2)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
辞退届け

年 月 日付けで採択を受けた上記補助事業について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第4条第4項の規定に基づき、辞退します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の辞退理由
3. 当該事業に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

殿

経済産業大臣
一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金については、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

ただし、交付規程別表1に定める不支給要件に該当することが明らかになった場合には、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び第18条第5項に定める加算金を徴収します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業イノベーション創出推進事業交付要綱、実施要領及び交付規程等の定めるところに従わなければなりません。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. （該当する場合）附帯事項：実績報告時において担保権を設定したことがわかる資料を提出してください。また、担保権が実行された場合には、当該担保権に係る部分に関して、基金を管理する基金設置法人に補助金を納付することとなります。
8. 補助事業者は、補助事業を実施する上で、関係する事業者等が補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担した場合又は有償サンプル等の販売や試作品の供用等により収入を得た場合、交付規程第13条第1項により規定する実績報告書において収入として報告することとし、補助事業以外の用途に使用することができません。収入の補助事業以外への使

用が判明した場合には、その金額の一部若しくは全部を補助金額から減額させる等の指示を行わせる場合があります。

9. 補助事業者は、本補助事業の進捗管理等を行うフォローアップ委員会やステージゲート審査会等への報告や情報提供等に積極的に協力するとともに、これらの委員会等から指摘された内容について、補助事業計画に反映し、実行しなければなりません。

(様式第4)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
交付申請取下げ届出書

年 月 日付けで交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第6条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(様式第5)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
計画変更(等)承認申請書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第6)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
事故報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
状況報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第8)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者 住所
氏名 (法人の名称)
(代表者の役職・氏名)
共同提案者 住所
氏名 (法人の名称)
(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
実績報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果
- (4) 投下固定資産額

2. 補助事業の収支決算

- (1) (補助事業者名) の収入 (共同申請の場合は、申請者毎に作成)

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金	
そ の 他	
中小企業イノベーション 創出推進事業費補助金	
上 記 以 外 の 補 助 金	
合 計	

- (2) (補助事業者名) の支出 (共同申請の場合は、申請者毎に作成)

① (補助事業者名) の総括表

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交 付 決定額	実績額
直接経費								
間接経費								
合 計								

②（補助事業者名）の経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（単位：円）

区分	種別	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
		計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付 決定額	実績額
直接 経 費	事業費								
	人件費								
	外注費								
	委託費								
	その他諸経費								
	小計								
	間接経費								
	合計								

（注）１．当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第21条第３項の規定に基づき、様式第15による取得財産等管理明細表を添付することとする。

２．消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

３．補助事業の完了日等

（１）補助事業完了予定日

年 月 日

（２）補助事業完了日

年 月 日

(様式第9)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
承継承認申請書

年 月 日付け通知をもって交付の決定があった上記補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 補助金交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第10)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
精算（概算）払請求書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）別紙「精算（概算）払請求内訳書」を添付すること。

(様式第 1 1)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所
	氏名 (法人の名称)
	(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額 (交付規程第15条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第12)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 担保権を設定した財産は備考に明記すること。

(様式第 13)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第14)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
財産処分承認申請書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

- (1) 処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
- (2) 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
(処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等。))

2. 処分理由

(様式第 15)

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構 理事長殿

代表提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)
共同提案者	住所	
	氏名	(法人の名称)
		(代表者の役職・氏名)

【管理番号 - 】

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金
事業継続状況等報告書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業継続及び財産管理の状況を報告します。

記

1. 事業継続状況

2. 財産管理状況

財産管理状況（別紙として、最新の様式第 13 に基づき報告すること）